及び第七十四項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十三項の表中「第二十三条の八第三十三項」を「第二十三条の八第三十六項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十二項中「第四十条の七第六十七項第一号」を「第四十条の七第七十四項第一号」に改め、同項第一号中「第三十四項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十一項中「第二十三条の七第四十一項」を「第二十三条の七第四十四項」に、「第七十条の六第四十一項」を「第七十条の六第四十二項」に、「第七十条の四第三十六項」を「第七十条の四第三十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十項中「第二十三条の七第四十項」を「第二十三条の七第四十三項」に、「第七十条の六第四十項」を「第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十五項」を「第七十条の四第三十六項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十九項中「第四十条の七第五十七項に」を「第四十条の七第六十四項に」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に改め、同項第二号中「第七十条の六第三十一項」を「第七十条の六第三十二項」に改め、同項第三号中「第四十条の七第五十七項第六号」を「第四十条の七第六十四項第六号」に改め、同項第四号中「第七十条の六第二十七項」を「第七十条の六第二十八項」に、「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十八項中「第二十三条の七第三十八項」を「第二十三条の七第四十一項」に、「第四十条の七第五十三項」を「第四十条の七第六十項」に、「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に、「第七十条の六第二十七項」を「第七十条の六第二十八項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十七項中「第四十条の七第五十二項第一号ロ」を「第四十条の七第五十九項第一号ロ」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十六項中「第四十条の七第五十二項第一号イ」を「第四十条の七第五十九項第一号イ」に改め、同項第一号中「第四十条の七第五十二項の」を「第四十条の七第五十九項の」に、「第七十条の六第二十七項に規定する」を「第七十条の六第二十八項に規定する」に、「第二十九項」を「第三十二項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改め、同号イ中「第四十条の七第五十二項第一号」を「第四十条の七第五十九項第一号」に改め、同号ロ中「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改め、同号ハ中「第四十条の七第五十二項」を「第四十条の七第五十九項」に改め、同号ホ中「第七十条の六第二十七項」を「第七十条の六第二十八項」に、「第七十条の四第二十二項第四号」を「第七十条の四第二十三項第四号」に改め、同項第二号中「第四十条の七第五十二項」を「第四十条の七第五十九項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十五項中「第二十三条の七第三十項から第三十七項まで」を「第二十三条の七第三十三項から第四十項まで」に、「第七十条の六第二十七項」を「第七十条の六第二十八項」に、「第七十条の四第二十一項から第二十四項まで」を「第七十条の四第二十二項から第二十五項まで」に、「第四十条の七第五十一項」を「第四十条の七第五十八項」に、「第四十条の六第四十七項から第五十二項まで」を「第四十条の六第五十三項から第五十八項まで」に、「第二十三条の七第三十一項」を「第二十三条の七第三十四項」に、「第七十条の四第二十一項」」を「第七十条の四第二十二項」」に改め、「被相続人」と、」の下に「「住所」とあるのは「その死亡の時における住所」と、」を加え、「同条第三十二項」を「同条第三十五項」に、「第四十条の六第四十五項第四号」を「第四十条の六第五十一項第四号」に、「第四十条の七第四十九項」を「第四十条の七第五十六項」に、「第四十条の六第四十五項各号」を「第四十条の六第五十一項各号」に、「第四十条の六第四十六項第一号」を「第四十条の六第五十二項第一号」に、「第四十条の七第五十項第一号」を「第四十条の七第五十七項第一号」に、「第四十条の六第四十六項第二号」を「第四十条の六第五十二項第二号」に、「第四十条の七第五十項第二号」を「第四十条の七第五十七項第二号」に、「第四十条の六第四十六項第三号」を「第四十条の六第五十二項第三号」に、「第四十条の七第五十項第三号」を「第四十条の七第五十七項第三号」に、「同条第三十三項」を「同条第三十六項」に、「第七十条の四第二十二項（」を「第七十条の四第二十三項（」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「第七十条の四第二十二項」」を「第七十条の四第二十三項」」に、「第七十条の四第二十二項第二号」を「第七十条の四第二十三項第二号」に、「同条第三十四項」を「同条第三十七項」に、「同条第三十五項」を「同条第三十八項」に、「第七十条の四第二十二項第三号」を「第七十条の四第二十三項第三号」に、「同条第三十六項」を「同条第三十九項」に、「同条第三十七項」を「同条第四十項」に、「第七十条の四第二十二項第四号」を「第七十条の四第二十三項第四号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項中「第二十三条の七第二十九項」を「第二十三条の七第三十二項」に、「第四十条の七第四十五項」を「第四十条の七第五十二項」に、「第四十条の六第四十項」を「第四十条の六第四十六項」に、「第二十四項」を「第二十七項」に、「第二十三条の八第十九項」を「第二十三条の八第二十二項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十三項中「第二十三条の七第二十八項」を「第二十三条の七第三十一項」に、「第四十条の七第四十四項」を「第四十条の七第五十一項」に、「第四十条の六第三十九項」を「第四十条の六第四十五項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項中「第二十三条の七第二十七項」を「第二十三条の七第三十項」に、「第四十条の七第四十三項」を「第四十条の七第五十項」に、「第四十条の六第三十八項」を「第四十条の六第四十四項」に、「第四十条の六第六十一項第二号」を「第四十条の六第六十七項第二号」に、「第四十条の七第六十五項第二号」を「第四十条の七第七十二項第二号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十一項中「第二十三条の七第二十六項」を「第二十三条の七第二十九項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十項中「第二十三条の七第二十五項」を「第二十三条の七第二十八項」に、「第七十条の六第二十一項」を「第七十条の六第二十二項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項中「第二十三条の七第二十四項」を「第二十三条の七第二十七項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「第二十三条の七第二十三項」を「第二十三条の七第二十六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十七項中「第二十三条の七第二十二項の」を「第二十三条の七第二十五項の」に、「第七十条の六第二十一項」を「第七十条の六第二十二項」に、「第七十条の四第十六項第三号」を「第七十条の四第十七項第三号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十六項中「第二十三条の七第二十一項の」を「第二十三条の七第二十四項の」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項中「第二十三条の七第二十一項第三号」を「第二十三条の七第二十四項第三号」に改め、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19　第二十三条の七第二十四項の規定は、法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける特例農地等の同条第二十項に規定する譲渡等につき同項の税務署長の承認を受けた農業相続人が、当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る同項に規定する代替特例農地等を当該譲渡等に係る特例農地等に代わるものとして当該農業相続人の農業の用に供する農地又は採草放牧地とした場合について準用する。この場合において、第二十三条の七第二十四項中「受贈者」とあるのは「農業相続人」と、「とした代替農地等」とあるのは「とした代替特例農地等」と、同項第三号中「第七十条の四第十六項第三号」とあるのは「第七十条の六第二十項第三号」と、「代替農地等」とあるのは「代替特例農地等」と読み替えるものとする。

第二十三条の八第十五項中「第二十三条の七第二十項の」を「第二十三条の七第二十一項の」に、「第四十条の七第二十六項」を「第四十条の七第二十八項」に、「第二十三条の七第二十一項」に改め、「被相続人」と、」の下に「「住所」とあるのは「その死亡の時における住所」と、」を加え、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。